

業務指示書

アフガニスタン国カブール市道路建設管理能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年8月3日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年8月8日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○） 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○） 業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ） 業務主任者（総括）については補強を認めません。ただし、業務主任者が補強対象となる通訳団員（通訳員）を補強する場合は、補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 外国籍人材の活用を認めます。

（ ） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（○） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路建設管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路事業管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路建設管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフガニスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路設計】

- 1) 類似業務の経験：道路設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路維持管理】

- 1) 類似業務の経験：道路維持管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年8月19日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写3部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d'Urgence:CPU)」登録料として、回国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(AFA1 = 1.4947 円 , US\$1 = 102.280 円 , EUR1 = 113.066 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： 8月24日(水) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路事業管理
道路設計
道路維持管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

27.57 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年9月5日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
アフガニスタン国カブール市道路建設管理能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／道路事業管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 道路維持管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

アフガニスタン・イスラム共和国（以下、アフガニスタン）の都市は、急激なペースで都市化が進行しており、首都カブール市人口では現在は推計で約 400 万人、またこの急増の傾向は続き 2025 年には 650 万人に達するとの予測もある。人口増加に伴う自動車登録台数の増加により、交通渋滞も悪化している。タリバン政権崩壊後、ドナーの支援により市内道路は約 300km が整備されたが、老朽化や人口増加に伴う道路整備の需要が高まり、カブール市内の道路舗装率は 20%（2012 年）と整備状況は不十分で都市交通での弊害となっている。道路の維持管理についてもカブール市には重要な役割が求められているが、治安情勢や行政能力不足から成果が得られていない。

これらの課題へ対応するため、JICA は 2010～2015 年に「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」を実施し、そのサブプロジェクトとして「既存カブール市道路整備サブプロジェクト」を実施した。一方でこれまでの研修の成果は基礎的レベルに留まり、今後カブール市役所が実質的に道路建設事業及び道路維持管理を進めるためには、より実践的な人材能力向上支援が求められている。

本件は、上記を背景として、カブール市の道路建設や維持管理に係る実施管理能力の技術向上を目的とする「カブール市道路建設管理能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）としてカブール市からの要請を受けたものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

カブール市道路建設管理能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

事業実施と管理にかかる能力強化の結果により、カブール市内の道路状況が適切に維持管理される。

(3) プロジェクト目標

カブール市における道路関連部署の事業実施と管理の能力が強化される。

(4) 期待される成果

- 0) ベースライン調査、能力強化の詳細な計画の策定、プロジェクトモニタリング・評価の実施（成果設定はないが、「成果 0」としてプロジェクト管理にかかる事項の実施を設定した。）
- 1) 道路設計の能力強化の結果として、施工が円滑に実施される。
- 2) 道路建設監理の能力強化の結果として、道路建設の質の向上が行われる。
- 3) 道路維持管理にかかる能力向上の結果、道路の維持管理が体系的に実施される。

(5) 活動の概要

【ベースライン調査、能力強化の詳細な計画の策定とプロジェクトモニタリング/評価の実施】

- 活動0-1 カブール市の道路事業にかかる人事、道路設計、建設監理や維持管理について、より詳細な能力強化計画を策定するための民間サービスと比較した、カブール市役所における技術レベル、人材や業務の規範・範囲等にかかるベースライン調査を実施する。
- 活動0-2 ベースライン調査の結果を基により詳細な能力強化計画の策定と、プロジェクトの進捗や達成度をモニタリング・評価するための指標の妥当性を検証する。
- 活動0-3 詳細な能力強化計画をカブール市の年間活動計画、予算、人材育成計画と整合・調和させる。
- 活動0-4 選定のクライテリアを基に Training of Trainers (TOT) の講師候補を選定する。
- 活動0-5 カブール市の道路建設事業リストからサンプル・プロジェクトを選定する。
- 活動0-6 プロジェクトの進捗モニタリング（四半期毎）、また成果の達成度の評価（年毎）を行う目的で Project Monitoring Unit (PMU) を設定する。
- 活動0-7 詳細な能力向上計画案をカブール市の道路事業関連部署と共有する。
- 活動0-8 PMU により、能力強化プロジェクト活動の進捗を四半期毎に確認、また対象職員や組織としての能力向上の度合、あるいは市民に与える効果・インパクトについての評価を年に一度、実施する。
- 活動0-9 能力強化の結果、得られた技術と知識をカブール市道路事業の日常業務へ統合・整合する。
- 活動0-10 プロジェクト終了に際し、能力強化の達成度と経験をカブール市の道路事業関連部署ならびに道路分野・事業に関連する拡大利害関係機関と共有する。

【道路設計の能力強化】

- 活動1-1 地形測量が正確に実施される。
- 活動1-2 道路設計が適切に実施される。
- 活動1-3 設計図面が適切に作成される。
- 活動1-4 建設費用が正確に積算される。
- 活動1-5 技術仕様書が適切に作成される。

【道路建設監理の能力強化】

- 活動2-1 品質管理にかかる監理が適切に実施される。
- 活動2-2 進捗管理にかかる監理が適切に実施される。
- 活動2-3 安全管理が適切に実施される。
- 活動2-4 契約管理が適切に実施される。

【施工業者の活用によるパイロット事業の実施】

- 活動3-1 道路インベントリーが適切に整備される。
- 活動3-2 年間及び長期的な維持管理計画が適切に策定される。
- 活動3-3 修繕工事が適切に実施される。

(6) 対象地域/プロジェクトサイト

対象地域：カブール市（推計人口 400 万人）

プロジェクトサイト：インドおよび本邦（本事業の対象地域はカブール市であるが、専門家のカブール市派遣は行わず、実際の事業は第三国（インドを想定）及び本邦における研修および遠隔管理により実施する予定。）

(7) 関係官庁・機関

カブール市役所（KM）

3. 業務の目的

本プロジェクトに係る Record of Discussions (R/D) に基づき、プロジェクト目標を達成するための業務をカウンターパート（以下、「C/P」と呼ぶ）と共同で実施する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2016 年 7 月 18 日にカブール市役所と締結した R/D) に基づいて実施される「カブール市道路建設管理能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの位置づけ

前フェーズの既存カブール市道路整備サブプロジェクトを通じて、国際レベルの道路事業実施に向けての第一歩として各部署の業務でいくつかの改善は確認されたが、国際レベルの道路事業実施には設計・施工監理・維持管理の各段階での確実な実施が必要なため、まだ一連のプロセスとして通常業務に反映されるまでには至っていない。

そのため本プロジェクトでは、道路事業を実施する上で必要な各ステップ（設計・施工監理・維持管理）を市が自立して実施できるよう、カブール市が行う道路事業を題材にした実技演習を中心にプロジェクトを実施する。アフガニスタンの治安状況により、専門家が現地で市職員へ直接指導することができないという制約の中、また前フェーズの教訓を生かし、協力効果を最大限引き出す能力強化の手法を工夫する。

(2) 現地に入ることなく遠隔からの指導

アフガニスタンの治安情勢から、本業務は、現地への渡航はなく第三国や本邦からの遠隔管理により事業実施を行うことを前提とする。プロポーザルでは、本邦あるいは第三国からの完全遠隔管理により事業を実施することを前提として提出すること。遠隔管理については、邦人が現地入りせず遠隔操作（TV 会議システムの利用等）や現地人材の有効活用による事業運営を考え積極的に取り組むこと。また、現地で対応する業務の内容を明確にし、必要なローカル人材の Terms of Reference (TOR) 案をプロポーザルにて提出すること。

(3) 本邦研修及び第三国研修の実施プロセス

上述のとおり、本業務は現地への渡航はなく第三国や本邦からの遠隔管理により事業実施を行うことを前提としている。ゆえに、本業務は本邦および第三国における研修という形式で実施することになるが、通常の研修ではなく、遠隔からの指導の代形として技術移転を行うことが求められている点に留意すること。

本邦研修は、技術協力プロジェクトにおける通常のC/P研修（国別研修）の枠組みで、第三国研修については技術協力プロジェクトの一般業務費による活動として実施予定である。

各本邦研修、各第三国研修を実施する際には、通例により、本邦研修計画(案)、第三国研修(案)をJICAに提出しJICAの承認を得て実施する。第三国研修の実施場所はインドを想定しているが、より適切な国での研修があり得る場合は、プロポーザルで提案すること。また、研修参加者の人選については、C/P機関との調整を経て、機構との協議の上、決定するものとする。

また、本邦研修の実施にあたっては、アフガニスタンに専門家を派遣しない事情により、JICAアフガニスタン事務所と連絡調整して実施する。そのため、遠隔管理による研修員の受け入れ等に係るロジ・サブに関して、その運営方法について、現地で対応する業務を明確にしつつ、必要なローカル人材のTOR案を含めて、プロポーザルにて提案すること。受け入れに係る要望調査票、及び要請書の作成に協力できるローカル体制を作ることに留意すること。第三国研修に関しても、研修員の第三国への派遣に必要な手続きを含む第三国研修実施に必要な各種手続きを行うものとする。

本邦研修の実施は、JICA国内機関等の施設の活用を想定しているため、JICA本部を通じて、早めに各センターとの調整を図ることが肝要である。研修受け入れ時期、受け入れ人数枠等の調整を図る必要も出てくる恐れがあり、必ずしも想定している時期に想定している人数が受け入れられない恐れもあり、変更調整の可能性があるので留意すること。

(4) 本プロジェクトにおけるサンプル・プロジェクトの定義

本プロジェクトでは、修得された能力が今後カブール市の通常業務に取り入れられ業務改善に繋がるように、道路設計および施工監理のOn the Job Training（以下、OJT）は研修題材となる実際の道路事業を使って、より実践的な研修を実施する。カブール市役所が独自予算で実施中および予定の道路事業が今後2年間で34件予定されていることが確認できたため、そのうち民間業者へ今後発注予定の11事業の中から、タイミングや規模を考慮してプロジェクト開始後の準備段階でサンプル・プロジェクトを選定することとした。サンプル・プロジェクトは2件選定し、そのうち少なくとも1件は比較的小さい事業を選定し、測量から施工完了までの施工監理方法の修得を本プロジェクト期間中に実施し、精度の高い測量・設計がどのように施工に影響し最終的に完成した道路の質がどうなるかを一貫して体験できるようにする。もう1件はより難易度の高い事業を選定し、測量・設計の題材とする。

(5) ローカル人材（現地調査員）の執務スペースに係るC/P機関との調整

本プロジェクトを実施するにあたっては、上述のように、本邦研修や第三国研修へのカブール市職員の派遣に係るロジ業務やカブールあるいは第三国と東京を結

んでの TV 会議のアレンジ調整も必要となるため、これらの関連業務実施のためのローカル人材の配置や実施体制についてもプロポーザルにて提案する。カブール市役所における本プロジェクトに関する執務スペースをカブール市役所は用意しているが、業務開始後は、その執務スペースで使用するオフィス機器、電気料金等についてカブール市役所と調整を行う必要がある。

(6) 「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト (PEACE)」での日本の大学院で学んだ人材の活用

JICA の「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト (The Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development :PEACE)」によって、既に 2011 年から、アフガニスタン政府職員が日本の大学院で勉強する機会が提供されている。実際に、現在日本の大学院に留学中のカブール市役所職員もいる。日本専攻科目も都市計画関係や都市交通関係等、本プロジェクトに関係するテーマを研究している人材もいる。また、本プロジェクト実施期間中に日本の大学院の修士課程を修了して帰国する人材もいることから、それらの人材の活用も念頭において、本プロジェクトを計画・遂行することが必要である。

(7) プロジェクト柔軟性の確保

上記のような背景に加え、本プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要である。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜に提言を行うことが求められる。合同調整委員会 (JCC) 等においてこれら提言について遅延なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約変更等) を取ることとする。

(8) ワーク・プランの作成

本契約は、3 年間の複数年度契約を想定しているが、ワーク・プランに関しては、履行期間を 1 年毎 (10 月～翌年 9 月) に分け、各年次開始前 (毎年 9 月) に作成・見直しを行い、JCC 等において C/P カウンターパートに説明し、合意を得ることとする。ただし、必要に応じて各フェーズ開始後においてもワーク・プランを見直すこととする。

(9) モニタリング

本プロジェクトでは、技術協力の新モニタリング方式を導入する。コンサルタントは 6 か月毎を目途に所定の様式のモニタリングシートを C/P と共同で作成し、JICA に提出する。その承認を本プロジェクト開始後 6 か月、およびその後、最低年に 1 回 JCC にて合同モニタリングを行う。JCC には JICA 担当者が参加し、進捗確認および必要な提言を行う。

モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況、解決すべき事実上の課題・懸案事項およびプロジェクトの進捗および成果に正また負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビューおよび最終時評価で実施している工程を包括する。コンサルタントはこれら業務を C/P と共同で実施・確認すること。また、プロジェクト

終了1か月前に業務完了報告書をC/Pとともに作成し、JICAに提出する。

(10) 合同調整委員会 (JCC)

JCC) を本プロジェクト開始後6か月、およびその後、最低年に1回、C/PとJICA合同でJCCが開催される予定である。コンサルタントは担当分野の発表や助言など、JCCの開催に協力すること。また会議を円滑に進めるために、問題事項、方針の要点を明瞭かつ簡潔に説明できるよう、C/Pを支援する。

(11) 他ドナーとの情報共有

アフガニスタンにおける運輸交通(道路)分野での他ドナーによる支援は、主に世界銀行(以下、世銀)が2014年から2019年までの期間で実施中の「Kabul Urban Transport Efficiency Improvement (以下、KUTEI)」と2018年まで実施される予定の「Kabul Municipal Development Program (以下、KMDP)」の2プロジェクトがある。KUTEIの主な支援内容は、幹線道路の改修事業とそれに伴う施工監理能力向上、交通改善事業、PMUによる事業管理能力向上の3つの内容から成る。KMDPは主にコミュニティ道路の新規建設と補修を行っている。本事業とは重複なく相乗効果が生まれるよう、世銀と情報共有を図り事業内容の調整を行う必要があるため、その具体的方法についてプロポーザルで提案すること。

(12) 広報について

JICAでは業務実施にあたり、本協力の意義・活動内容とその成果をアフガニスタンおよび我が国両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努める必要があると考えており、コンサルタントはJICA技術協力プロジェクト・ウェブサイトに掲載する記事の作成を含め、積極的な活動および成果の発信を行うこととする。については、これに対してのコンサルタントが取り得る活動について、具体的な提案があればプロポーザルの中で記載することとする。

6. 業務の内容

(1) 業務実施方針の検討

カブール首都圏開発計画推進プロジェクト、既存カブール市道路整備サブプロジェクト等の関連資料を収集・分析し、本プロジェクトの位置づけやカブール首都圏の道路整備計画の全体像を把握する。

併せて、カブール市役所における道路建設・維持管理にかかる実施体制、技術レベル、業務の規範・範囲、予算等にかかるベースライン調査全体の方針・方法を検討した上で、調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、研修実施段階に想定される手続き、課題、アフガニスタン側に要請すべき事項等について整理する。

(2) ワーク・プラン(インセプション・レポート)(案)の作成

上記を踏まえ、インセプション・レポート(案)として取りまとめる。

(3) ワーク・プラン(インセプション・レポート)(案)の説明・協議

(2)の案をJICAアフガニスタン事務所に提出し、協議の上、必要な修正を行う。JICA承認後、C/Pカウンターパートに対し、同案を説明・協議し、その内容について

合意を得る。また、ワーク・プランは1年毎（毎年9月）に見直しを行う。毎年9月に次期のワーク・プランについてC/Pと協議・合意し、業務進捗報告書に添付してJICAおよび先方期間に提出する。

（４）人材育成にかかるニーズ調査の実施

既存カブール市道路整備サブプロジェクトでの成果をレビューする。必要に応じて、カブール大学等の教育機関やその他の都市交通分野の有識者（大学教授等）、都市交通分野で活動する他ドナー関係者（世界銀行等）等にヒアリングし、C/P機関（カブール市役所）及び運輸交通（道路）に関係するアフガニスタン政府関係機関の課題分析を行う。あわせて、これまで実施した本邦研修や第三国研修参加者等へのヒアリング調査等を行い、道路分野の人材育成の成果、今後必要なニーズ分析を行う。これらニーズ調査・分析は本業務で人材育成を行う上で重要であるため、その方法等をプロポーザルで記載すること。

（５）ベースライン調査の実施（活動0.1）

本業務で対象とする本邦研修及び第三国研修の効果等の検証・モニタリングに必要な、適切かつ具体的な指標・目標値（案）の設定を行うために、コンサルタントは、道路建設・維持管理にかかる実施体制、技術レベル、業務の規範・範囲、予算等について、ベースライン調査を実施する。

（６）詳細な能力強化計画案の策定（活動0.2）

ベースライン調査の結果を基により詳細な能力強化計画案の策定と、プロジェクトの進捗や達成度をモニタリング・評価するための指標の妥当性を検証する。能力強化は下記の3つのアプローチ/方法で実施する。

- 1) Training of Trainers（以下、TOT）をとおしたコンサルタントによる講師養成の実施（本邦または第三国にて）
（注：TOT実施期間中に、講師候補によるピア・トレーニング用教材の作成を含む）
- 2) 上記TOTで養成された講師による同僚スタッフへのピア・トレーニングの実施（カブール市にて）
- 3) OJT形式による実践的研修（カブール市にて）
（注：サンプル・プロジェクトの対象はカブール市年次計画から選定した約2, 3件）

注1）アフガニスタンの治安状況により専門家が現地で多数の市職員へ直接指導することができないという制約があるため、また前フェーズの教訓を生かして、本プロジェクトでは協力効果を最大限引き出すため、上記活動0.2に示すとおり、TOT、ピア・トレーニング、OJTという3つのアプローチを用いた研修と能力強化の手法を採用する。

注2）本邦および第三国研修候補地における道路維持管理事業実施に係る人材育成に有効と考えられる道路維持管理事業事例や関連制度の情報の収集・整理し、カリキュラムの検討を行う。なお、この検討にあたっては、研修実施時の視察候補先と事前協議を行い、実施可能性についても確認する。

（７）詳細な能力強化計画案のカブール市の年間活動、予算、人材育成計画と整合（活動0.3）

本プロジェクトの詳細な計画とカブール市の年間活動・予算計画との整合・調整を行う。カブール市の年間活動計画はこの時期までに明らかとなるよう策定されることが前提である。

(8) TOT の講師候補の選定 (活動 0.4)

TOT に参加する講師候補は、以下選定のクライテリアを基にカブール市役所関係部局から選出する。

- ・ 都市計画部測量課エンジニア：2名程度（活動 1.1 の講師候補）
- ・ 都市計画部道路課エンジニア：2名程度（活動 1.2 の講師候補）
- ・ 都市計画部積算課エンジニア：2名程度（活動 1.3 の講師候補）
- ・ 都市計画部道路課エンジニア：2名程度（活動 1.4 の講師候補）
- ・ 施工監理部エンジニア：2名程度（活動 2 全体の講師候補）
- ・ 政策調整部エンジニア：1名程度（活動 2.4 の講師候補）
- ・ 維持管理部道路維持課エンジニア：2名程度（活動 3.1 および活動 3.2 の講師候補）
- ・ 維持管理部道路建設課および道路照明課のエンジニア各：各課 2名程度（活動 3.3 の講師候補）

(9) サンプル・プロジェクトの候補地の抽出・選定 (活動 0.5)

本プロジェクトでは、修得された能力が今後カブール市の通常業務に取り入れられ業務改善に繋がるように、設計および施工監理の OJT は研修題材となる実際の道路事業を使って、より実践的な研修を実施する。カブール市が独自予算で実施中および予定の道路事業が今後 2 年間で 34 件予定されていることが確認できているため、そのうち民間業者へ今後発注予定の 11 事業の中から、タイミングや規模を考慮してプロジェクト開始後の準備段階でサンプル・プロジェクトを選定することとする。サンプル・プロジェクトは 2 件程度選定し、そのうち少なくとも 1 件は比較的規模の小さい事業を選定し、測量から施工完了までを本プロジェクト期間中に実施し、精度の高い測量・設計がどのように施工に影響し最終的に完成した道路の質がどうなるかを一貫して関与できるものとする。もう 1 件はより難易度の高い事業を選定し、測量・設計の題材とする。

(10) プロジェクト・モニタリング・ユニット (PMU) の設定 (活動 0.6)

プロジェクトの進捗モニタリング（四半期毎）、また成果の達成度の評価（年毎）を行う目的でプロジェクト・モニタリング・ユニット（以下、Project Monitoring Unit: PMU）を設定する。PMU は人事部部長をチェアパーソンとし、道路事業関連部署の部長あるいはそれに準ずる代表者により構成される。

(11) 詳細な能力向上計画案をカブール市道路事業関連部署と共有 (活動 0.7)

詳細な能力向上計画案を JICA アフガニスタン事務所に提出し、協議の上、必要な修正を行う。JICA 承認後、C/P に対し、同案を説明協議し、その内容について合意を得る。

なお、上記（５）～（１１）の業務は、第三国にて全２回程度（各回２週間、８名程度）実施することを想定しているため、各回のテーマおよび期待される成果、対象者（想定する部署やランク）および人数、期間、および実施場所をプロポーザルで提案すること第三国での実施に係る経費はアフガニスタン参加者の旅費等も本業務の一般業務費から支出する予定であり、見積りに計上すること。

（１２）合同調整委員会（JCC）の設置及び定期開催支援

JCCの設置と運営、開催にかかる支援を行う。なお、原則として、プロジェクト開始から６か月時点、及びその後最低年１回の開催とする。メンバーに関しては先方との協議のうえ決定する。各年のワーク・プラン（加えて必要に応じたプロジェクト計画の修正案）、６か月毎のモニタリングシートについてはJCCでの合意を得ることとする。

（１３）プロジェクト進捗モニタリング

JICA所定のモニタリングシートの作成をC/Pと共同で行い、プロジェクトの進捗状況を確認する。R/D署名時にC/Pと合意したPDM、POからの変更の有無を確認し、それを踏まえC/Pによるモニタリングを約６か月に一回の頻度で行い、JICAに提出する。インセプション・レポート作成時にモニタリングシート Ver. 1を作成する。モニタリング結果はJCCにて報告し、承認を得る。各モニタリングシートには、６か月後のモニタリングに向けての課題についても記載する。

（成果１にかかる活動）

（１４）道路設計の能力強化（活動１）

正確な地形測量に基づき、詳細な設計を行ったうえで正確な建設コストを算定し、適切な技術仕様書を添付して工事調達の技術図書とする。適切な技術図書に基づき契約がなされ、施工および施工監理の円滑な実施をなされるよう能力強化を行う。

１）地形測量の実施（活動１.１）

測量計画、基準点測量、地形測量、図化等の作業項目について、サンプル・プロジェクトを題材に実施する。

２）道路設計の実施（活動１.２）

設計条件の設定、平面・縦断線形計画、横断計画、排水設計、舗装設計、附帯構造物に関する標準図の適用などの作業項目について、サンプル・プロジェクトを題材に実施する。

３）設計図面の作成（活動１.３）

平面図、縦断図、横断図、附帯構造物詳細図等の作図について、サンプル・プロジェクトを題材に実施する。

４）建設費用の積算（活動１.４）

数量計算、単価設定、建設費積算の作業項目について、サンプル・プロジェクトを題材に実施する。

５）技術仕様書の作成（活動１.５）

カブール市にて事前に翻訳される前フェーズのパイロットプロジェクトで使った技術仕様書をベースに、内容を理解しつつカブール市の標準技術仕様書を作成す

るとともに、サンプル・プロジェクトに適用する技術仕様書を準備する。

(成果2にかかる活動)

(15) 道路建設監理の能力強化 (活動2)

適切な契約図書に基づき、以下4つの施工監理項目が確実に実施されることで安全かつ質の高い道路建設が実施されるよう能力強化を行う。

1) 品質管理にかかる監理の実施 (活動2.1)

1.5で準備した技術仕様書に従ってサンプル・プロジェクトの品質監理を実施する。各種材料試験や検査の内容を理解するとともに、材料室内試験、材料現場試験、各種検査、竣工検査等への立会いを行う。

2) 進捗管理にかかる監理の実施 (活動2.2)

サンプル・プロジェクトの進捗監理を実施する。工程表・出来高曲線を理解し、予定工程との比較や工程遅れへの対策を行う。

3) 安全管理の実施 (活動2.3)

安全管理計画書および安全対策事例について理解するとともに、サンプル・プロジェクトにおいて施工業者が作成する安全管理計画書の確認、ならびにそれに基づく安全管理を監理・指導を実施する。

4) 契約管理の実施 (活動2.4)

FIDICに基づく契約管理を理解するとともに、サンプル・プロジェクトを題材に数量計算、中間出来高査定・支払承認、クレーム処理等を実施する。

(成果3にかかる活動)

(16) 道路維持管理の能力強化 (活動3)

以下の3項目の維持管理活動が適切に実施されることで、道路維持管理の体系的な実施ができるよう能力強化を行う。上述の活動1と2は、主にサンプル・プロジェクトを対象に実施するが、道路維持管理は、既存の道路を中心に、新規に建設中の道路も加え、それらを対象に行う。

1) 道路インベントリーの整備 (活動3.1)

- 道路台帳様式の使い勝手を検証し必要な簡略化を行うとともに、適切な人員配置を行って主要道路60路線の台帳整備を早期に完了する。舗装損傷度合の評価はMCIを基本とするが、全面的に採用すると時間がかかる。熟練すると目視でMCIを言い当てられるようになるため、間引きしながら実施し熟練者を養成する。
- 市が行うユーティリティー事業者との調整会議に積極的に関与し、既存ユーティリティーの位置図作成、道路修繕工事とユーティリティー埋設工事の調整を行う。
- 新たに橋梁の損傷状況調査を実施し、橋梁台帳を作成する。

2) 年間及び長期的な維持管理計画の策定 (活動3.2)

- 道路施設の現状を把握したうえで今後建設される道路や既存の道路の将来の劣化にも配慮した中・長期の維持管理計画を立案する。そのため、道路台帳、損傷評価、将来予測、費用見積もり、工事実績などのデータを有機的に結び付けるデータベース(地図や図表を利用した様式とファイリングシステム)を構築する。
- 道路維持管理に必要な要員、機械、作業員の配置等を考慮の上、組織改善を提

案する。

3) 修繕工事の実施 (活動 3.3)

- 舗装破損の原因を設計上の視点から確認するために、DCP による路床の検査と交通量調査を修繕工事に導入する。現状の、完全に破壊した舗装を単に打ち替えるだけでなく、シーリング等延命のための工法も現地での調達可能性を検証の上可能なものを導入するとともに、橋梁、照明、排水、その他コンクリート構造物等これまで手の付いていない施設の点検、修繕方法を修得する。工事の記録方式を整備して場所、時期、工法別コストを記録し将来における維持管理計画立案のためのデータを蓄積する。
- 安全対策を普及するために安全教育、KY 活動、事故事例検証報告の周知を導入する。
- 各修繕工事の方法・手順を整理したガイドラインを作成する。

(17) 本邦研修および第三国研修の実施

本邦および第三国研修を実施する。なお、前フェーズの研修では、講義・ワークショップ・視察等で構成される研修で座学的な部分のウエイトが大きかったが、本プロジェクトで行う研修は、これまで行ってきた研修とは一線を画し、協力効果を最大限引き出すため、上記活動 0.2 に示すとおり、サンプル・プロジェクトを念頭に置いて道路維持管理事業を推進する実務業務を、TOT、ピア・トレーニング、OJT という 3 つのアプローチを用いた研修と能力強化の手法を採用して実施するという点に留意すること。

ゆえに、本邦および第三国研修は、カブール市役所による道路維持管理実施のため、TOT をとおした同市役所関係部局主要職員の能力強化を目的として実施することとする。TOT に参加する講師候補は、上記業務 (8) にて選定を行う。

なお、各研修実施の前に、本邦研修及び第三国研修での OJT 実施にかかる準備を行う。また、各研修の実施後におけるフォローアップ指導などを衛星 TV システム等の活用により実施する。

1) 第三国研修 (インドを想定)

第三国研修は、サンプル・プロジェクトを念頭に置きながら、本プロジェクトの成果 1~3 の達成に必要とされる TOT をとおした市役所関係部局主要職員の能力向上を目的として実施することとする。

第三国研修は全 12 回程度 (各回 2 週間、4~8 名程度) を想定しており、各回の具体的な研修テーマと期待される成果、対象者 (想定する部署やランク) および人数、研修期間、実施場所等をプロポーザルで提案すること。第三国研修実施に係る経費はアフガニスタン参加者の旅費等も本業務の一般業務費から支出する予定であり、見積りに計上すること。

2) 本邦研修

本邦研修は、(活動 1.1、活動 1.2 および活動 3 において、) KM 幹部等に対し日本の道路建設に関する事例を紹介しながら TOT を実施する等、本邦研修がカブール市役所関係部局全体の道路維持管理能力向上にとってより有効と考えられる場合に実施する。

本邦研修は全4回程度（各回2～3名程度）を想定しており、各回の具体的な研修テーマと期待される成果、対象者（想定する部署やランク）および人数、研修期間等をプロポーザルで提案すること。本邦研修実施に当たっては業務実施契約における国別研修内包化方式にて実施し、研修に必要な教材・カリキュラムの作成、日程調整等を行う。研修の実施にあたっては、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン」に則り行うこととし、必要な経費を見積にて計上すること。

(18) PMUによる活動進捗確認、能力向上やその効果等の評価（活動0.8）

PMUにより、能力強化プロジェクト活動の進捗を四半期毎に確認、また対象職員や組織としての能力向上の度合、あるいは市民に与える効果・インパクトについての評価を年に一度、実施する。プロジェクトの進捗や成果の達成度に関し、問題があれば解決方法を議論し、能力強化プロジェクトの活動に反映する。

(19) フォローアップ会議・フォローアップ指導の実施

各本邦研修及び第三国研修の合間には、東京とカブールを衛星TV会議システム等の活用により会議を行い、フォローアップ指導する。帰国後の作業進捗の状況、直面する課題等について協議を行い、対応方策の在り方、改善の指針等についてカブール市職員に対して指導することとする。このフォローアップ実施の具体的な方法については、プロポーザルの中で提案すること。

(20) 道路維持管理の分野における研修教材の作成

本プロジェクトで行った本邦研修及び第三国研修で使用した教材を取り纏め、カブール市役所で所内的に人材育成・研修を行えるようにする。

(21) 成果共有ワークショップの実施

本プロジェクトで実施する本邦研修及び第三国研修の成果を広く共有することが非常に肝要である。上記の(21)で作成するカブール市役所内の研修教材を活用してワークショップ、所内研修会を開催する。そして、本プロジェクトによる本邦研修及び第三国研修の成果の共有を図る。

(22) 技術と知識をカブール市道路事業の日常業務へ統合・整合（活動0.9）

能力強化の結果、得られた技術と知識をカブール市道路事業の日常業務へ統合・整合する。

(23) 能力強化の達成・経験をカブール市の道路事業関連部署や拡大利害関係機関と共有（活動0.10）

プロジェクト終了に際し、能力強化の達成度と経験をカブール市の道路事業関連部署ならびに道路分野・事業に関連する拡大利害関係機関（例、民間セクター、ドナー）と共有する。

なお、上記(22)および(23)の業務は必要に応じて第三国にて実施するとも認める。また、第三国での実施に係る経費はアフガニスタン参加者の旅費等も本業

務の一般業務費から支出する予定であり、見積りに計上すること。

(24) 業務完了報告書の作成

全業務終了時に、契約全期間の活動状況に関し、業務完了報告書として取り纏める。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務進捗報告書および業務完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結日から起算して 10営業日以内	和文：5部 CD-R：1枚
ワーク・プラン（インセプション・ペーパー）	業務開始から約1ヵ月以内	英文：10部 CD-R：3枚
ワーク・プラン（更新版）	毎年9月	英文：10部 CD-R：3枚
モニタリングシート	Ver.1は事業開始後1ヵ月以内、以後6ヵ月毎	和文仮約：5部 英文：10部 CD-R：3枚
業務進捗報告書	毎年9月	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚
業務完了報告書	案件終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) インセプション・レポートおよびワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項

i) その他必要事項

(イ) モニタリングシート記載項目 (案)

I. Summary

1. Progress

1-1 Progress of Inputs

1-2 Progress of Activities

注) 活動詳細 (活動内容、調査内容、結果、成果、課題、対処方法、教訓等含む) が明確にわかるように記述すること。

1-3 Achievement of Output

1-4 Achievement of the Project Purpose

1-5 Change of Risks and Actions for Mitigation

1-6 Progress of Action undertaken by JICA

1-7 Progress of Action undertaken by Gov. of Afghanistan (or KM)

1-8 Progress of Environmental and Social Considerations (if applicable)

1-9 Progress of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)

1-10 Other remarkable/considerable issues related /affect to the project

2. Delays of Work Schedule and/or Problems (if any)

2-1 Detail

2-2 Cause

2-3 Action to be taken

2-4 Roles of Responsible Persons/Organization

3. Modification of the Project Implementation Plan

3-1 PO

3-2 Other modifications on detailed implementation plan

(Remark: The amendment of R/D and PDM) should be authorized by JICA HDQs. If the project team deems it necessary to modify any part of R/D and PDM, the team may propose the draft.)

4. Preparation of Gov. of Afghanistan (KM) toward after completion of the Project

II. Project Monitoring Sheet I & II as attached.

ウ) 完了報告書記載項目 (案)

a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)

b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)

c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)

d) プロジェクト目標の達成度 (中間評価・終了時評価結果の概要等)

e) 上位目標の達成に向けての提言

f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)

① PDM (最新版、変遷経緯)

② 業務フローチャート

- ③詳細活動計画(WBS等を活用)
- ④専門家派遣実績(要員計画)(最新版)
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみに記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、JICA への提出に当たっては、業務進捗報告書もしくは業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査報告書
- イ カブール市における道路維持管理分野の詳細な能力向上計画案
- ウ サンプル・プロジェクト実施のための道路設計マニュアル
- エ サンプル・プロジェクト実施のための道路建設監理マニュアル
- オ サンプル・プロジェクト実施のための道路維持管理マニュアル
- カ カブール市における道路維持管理分野の中長期的人材育成計画

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務実施期間

2016年10月初旬から業務を開始し、2019年9月下旬をもって業務を完了することとする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体） 59.25M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ・ 総括/道路事業管理（3号）
- ・ 地形測量
- ・ 道路設計
- ・ 技術仕様書作成支援
- ・ 施工監理
- ・ 道路維持管理
- ・ 橋梁維持管理
- ・ プロジェクトモニタリング・評価
- ・ 広報/業務調整

3. 対象国の便宜供与

2016年7月18日に署名されたR/Dに基づく。

なお、特に配慮すべき点としては、上記の現地カブールでの現地調査員及び現地業務補助員等が執務するスペースをカブール市役所に確保してもらう必要がある。その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 参考資料

（1）配布資料

- ・ アフガニスタン国カブール市道路建設管理能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
- ・ 同プロジェクト 討議議事録（R/D）（写）

（2）公開資料

- ・ アフガニスタン国カブール首都圏開発計画調査
事前調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000175504.html>
最終報告書（和文要約）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253034.html>
技術移転報告書

- <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253034.html>
- ・アフガニスタン国・カブール首都圏開発計画推進プロジェクト
事業事前評価表
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1000479&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
終了時評価調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021083.html>
 - ・アフガニスタン国 既存カブール市道路整備サブプロジェクト 業務完了報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020907.html>

5. 現地調査員・通訳・翻訳

本プロジェクトにおいては、本邦研修・第三国研修の合間、実施後において現地カブールで関連する分野の能力開発向上を支援する現地調査員が必要と考えられる。また、本邦研修及び第三国研修へのカブール職員の派遣に伴うロジ手続きを行う現地事務職員が必要であると考えられる。これに対応した現地調査員、業務補助員の雇用を可とするので、プロポーザルにおいて、その TOR 案、業務実施イメージを提案し、必要経費は本見積もりとして計上すること。

6. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザル内で提案し、本見積もりとして計上すること。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

安全対策に関するアフガニスタン事務所および第三国研修実施国にある JICA 事務所他からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守すること。また、コンサルタントとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。また、当該事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に第三国にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すことまた現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

